

岩手県医療局管理規程第1号

医療局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県医療局長 田村均次

医療局職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

医療局職員の職の設置に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、法令に特別の定めがあるもののほか、医療局に置く職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）の職（以下「職」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の職)</p> <p>第2条 医療局に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める職を置く。</p> <table border="1" data-bbox="145 898 767 2096"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁</td> <td>次長、<u>病院改革室長</u>、総括課長、システム管理室長、<u>経営改革監</u>、<u>医師対策監</u>、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監、栄養指導監、担当課長、特命課長、主任主査、上席情報技術専門員、主査、主任、情報技術専門員、本庁付、課付、室付</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>院長、統括副院長、副院長、救命救急センター長、周産期医療センター長、部長、脳神経センター長、呼吸器センター長、消化器センター長、循環器センター長、腎センター長、小児・周産期センター長、病理診断センター長、科長、室長、科医長、副救命救急センター長、部次長、副脳神経センター長、副呼吸器センター長、副消化器センター長、副循環器センター長、副腎センター長、副小児・周産期センター長、科次長、室次長、地域診療センター長、副地域診療センター長、地域診療センター医長、診療所長、事務局長、事務局次長、課長、<u>事務長</u>、主任主査、係長、主査、主任、総看護師長、副総看護師長、<u>看護総括師長</u>、看護師長、看</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	職	本庁	次長、 <u>病院改革室長</u> 、総括課長、システム管理室長、 <u>経営改革監</u> 、 <u>医師対策監</u> 、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監、栄養指導監、担当課長、特命課長、主任主査、上席情報技術専門員、主査、主任、情報技術専門員、本庁付、課付、室付	病院	院長、統括副院長、副院長、救命救急センター長、周産期医療センター長、部長、脳神経センター長、呼吸器センター長、消化器センター長、循環器センター長、腎センター長、小児・周産期センター長、病理診断センター長、科長、室長、科医長、副救命救急センター長、部次長、副脳神経センター長、副呼吸器センター長、副消化器センター長、副循環器センター長、副腎センター長、副小児・周産期センター長、科次長、室次長、地域診療センター長、副地域診療センター長、地域診療センター医長、診療所長、事務局長、事務局次長、課長、 <u>事務長</u> 、主任主査、係長、主査、主任、総看護師長、副総看護師長、 <u>看護総括師長</u> 、看護師長、看	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、法令に特別の定めがあるもののほか、医療局に置く職員（臨時又は非常勤の職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。</u>）を除く。）の職（以下「職」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の職)</p> <p>第2条 医療局に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める職を置く。</p> <table border="1" data-bbox="831 898 1453 2096"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁</td> <td>次長、<u>医師支援推進室長</u>、総括課長、システム管理室長、<u>医事企画指導監</u>、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監、<u>医師支援推進監</u>、栄養指導監、担当課長、特命課長、主任主査、上席情報技術専門員、主査、主任、情報技術専門員、本庁付、課付、室付</td> </tr> <tr> <td>病院</td> <td>院長、統括副院長、副院長、救命救急センター長、周産期医療センター長、部長、脳神経センター長、呼吸器センター長、消化器センター長、循環器センター長、腎センター長、小児・周産期センター長、病理診断センター長、科長、室長、科医長、副救命救急センター長、部次長、副脳神経センター長、副呼吸器センター長、副消化器センター長、副循環器センター長、副腎センター長、副小児・周産期センター長、科次長、室次長、地域診療センター長、副地域診療センター長、地域診療センター医長、診療所長、事務局長、事務局次長、課長、主任主査、係長、主査、主任、総看護師長、副総看護師長、<u>上席医療安全管理専門員</u>、看護師長、<u>医</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	職	本庁	次長、 <u>医師支援推進室長</u> 、総括課長、システム管理室長、 <u>医事企画指導監</u> 、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監、 <u>医師支援推進監</u> 、栄養指導監、担当課長、特命課長、主任主査、上席情報技術専門員、主査、主任、情報技術専門員、本庁付、課付、室付	病院	院長、統括副院長、副院長、救命救急センター長、周産期医療センター長、部長、脳神経センター長、呼吸器センター長、消化器センター長、循環器センター長、腎センター長、小児・周産期センター長、病理診断センター長、科長、室長、科医長、副救命救急センター長、部次長、副脳神経センター長、副呼吸器センター長、副消化器センター長、副循環器センター長、副腎センター長、副小児・周産期センター長、科次長、室次長、地域診療センター長、副地域診療センター長、地域診療センター医長、診療所長、事務局長、事務局次長、課長、主任主査、係長、主査、主任、総看護師長、副総看護師長、 <u>上席医療安全管理専門員</u> 、看護師長、 <u>医</u>
区 分	職												
本庁	次長、 <u>病院改革室長</u> 、総括課長、システム管理室長、 <u>経営改革監</u> 、 <u>医師対策監</u> 、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監、栄養指導監、担当課長、特命課長、主任主査、上席情報技術専門員、主査、主任、情報技術専門員、本庁付、課付、室付												
病院	院長、統括副院長、副院長、救命救急センター長、周産期医療センター長、部長、脳神経センター長、呼吸器センター長、消化器センター長、循環器センター長、腎センター長、小児・周産期センター長、病理診断センター長、科長、室長、科医長、副救命救急センター長、部次長、副脳神経センター長、副呼吸器センター長、副消化器センター長、副循環器センター長、副腎センター長、副小児・周産期センター長、科次長、室次長、地域診療センター長、副地域診療センター長、地域診療センター医長、診療所長、事務局長、事務局次長、課長、 <u>事務長</u> 、主任主査、係長、主査、主任、総看護師長、副総看護師長、 <u>看護総括師長</u> 、看護師長、看												
区 分	職												
本庁	次長、 <u>医師支援推進室長</u> 、総括課長、システム管理室長、 <u>医事企画指導監</u> 、薬事指導監、臨床検査指導監、看護指導監、 <u>医師支援推進監</u> 、栄養指導監、担当課長、特命課長、主任主査、上席情報技術専門員、主査、主任、情報技術専門員、本庁付、課付、室付												
病院	院長、統括副院長、副院長、救命救急センター長、周産期医療センター長、部長、脳神経センター長、呼吸器センター長、消化器センター長、循環器センター長、腎センター長、小児・周産期センター長、病理診断センター長、科長、室長、科医長、副救命救急センター長、部次長、副脳神経センター長、副呼吸器センター長、副消化器センター長、副循環器センター長、副腎センター長、副小児・周産期センター長、科次長、室次長、地域診療センター長、副地域診療センター長、地域診療センター医長、診療所長、事務局長、事務局次長、課長、主任主査、係長、主査、主任、総看護師長、副総看護師長、 <u>上席医療安全管理専門員</u> 、看護師長、 <u>医</u>												

護師長補佐、主任看護師、主任助産師、
診療放射線技師長、副診療放射線技師
長、臨床検査技師長、副臨床検査技師
長、理学療法技師長、作業療法技師長、
理療技師長、上席医療安全管理専門員、
医療安全管理専門員、病院付、部付

療安全管理専門員、看護師長補佐、任
看護師、主任助産師、診療放射線技師
長、副診療放射線技師長、臨床検査技
師長、副臨床検査技師長、理学療法技
師長、作業療法技師長、理療技師長、
病院付、部付

2 前項に規定する職のほか、本庁及び病院の事務局に、次の
表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に定める職を置く。

区 分	職
本庁	参事、主幹、技術主幹、副主幹、技術 副主幹
病院の事務局	主幹、技術主幹、副主幹、技術副主幹

3 [略]

第4条 前2条に規定する職のほか、医療局に次に掲げる職を
置く。

ボイラー技士長、主任ボイラー技士、ボイラー技士、主任
運転技士、運転技士、主任電話交換手、電話交換手、調理長、
主任調理師、調理師、主任作業手、作業手、主任技能士、技
能士、主任生活指導員、生活指導員、事務補助員及び看護助
手

2 [略]

2 前項に規定する職のほか、医療局に次に掲げる職を置く。
参事、主幹、技術主幹、副主幹及び技術副主幹

3 [略]

第4条 前2条に規定する職のほか、医療局に次に掲げる職を
置く。

ボイラー技士長、主任ボイラー技士、ボイラー技士、主任
運転技士、運転技士、主任電話交換手、電話交換手、調理長、
主任調理師、調理師、主任作業手、作業手、主任技能士、技
能士及び事務補助員

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。